

令和5年和光市議会6月定例会

提出議案の概要

和光市

報告第4号	繰越明許費繰越しの報告について（令和4年度埼玉県和光市一般会計）
担当	財政課

【目的】

令和4年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第8号、第9号及び第10号）で計上しました16事業の繰越明許費のうち、年度内に終了した5事業を除いた11事業について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

以下の11事業について、繰り越しました。

事業名	翌年度繰越額（円）
議場等施設整備 （議会棟議場システム設備改修工事設計業務委託）	1,980,000
福祉の里施設整備 （駐車場整備工事設計業務委託）	5,423,000
出産・子育て応援 （出産・子育て応援交付金事業）	90,716,000
新型コロナウイルスワクチン住民接種 （新型コロナウイルスワクチン住民接種体制整備事業）	193,923,217
廃棄物施設等整備 （ストックヤード等整備事業）	72,270,000
道路維持 （白藤橋雨水ポンプ場ポンプ設備改修事業）	15,290,000
道路補修 （市道1号線舗装修繕事業）	17,079,000
道路整備 （市道245号線道路改良事業）	59,840,000
道路整備 （新倉橋護岸整備事業）	40,000,000
交通安全施設整備 （ポストコーン等整備事業）	1,650,000

事業名	翌年度繰越額（円）
地域公共交通 （自動運転サービス導入事業）	140,027,900

報告第5号	繰越明許費繰越しの報告について（令和4年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計）
担当	財政課

【目的】

令和4年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号及び第3号）で計上しました5事業のうち、年度内に終了した1事業を除いた4事業について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

以下の4事業について、繰り越しました。

事業名	翌年度繰越額（円）
駅北口土地区画整理推進（駅北） （建物移転等補償事業）	406,176,000
駅北口土地区画整理推進（駅北） （区画道路築造整備事業）	52,039,000
駅北口土地区画整理推進（駅北） （宅地造成整備事業）	12,617,000
駅北口土地区画整理推進（駅北） （換地設計修正・換地計画書作成業務委託）	8,591,000

議案第41号～ 議案第51号	和光市農業委員会委員の任命について
担 当	職員課

【目的】

和光市農業委員会委員の任期が令和5年7月19日をもって満了となるため、以下11名の方々を委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間です。

【内容】

議案第41号	小寺 淳一	(新規)
議案第42号	浪間 兼三	(継続)
議案第43号	本多 修	(新規)
議案第44号	富岡 浩之	(新規)
議案第45号	井口 俊彦	(新規)
議案第46号	田中 和巳	(新規)
議案第47号	吉田 成実	(新規)
議案第48号	新坂 篤司	(継続)
議案第49号	富岡 和樹	(新規)
議案第50号	富澤 孝子	(新規)
議案第51号	成田 真理子	(新規)

議案第52号	和光市消防団第4分団車庫・防災倉庫新築工事の請負契約の締結について
担当	財政課

【目的】

現在、1階を消防団第4分団、2階を防災備蓄倉庫として利用している。平成14年に建物を買収した際に改修は実施しているが、老朽化（鉄骨2階、築30年以上）が激しく、特に、2階の防災倉庫として利用している床の部分に関しては、全体的にたわみがあり、倉庫としての機能を有していない状況である。

災害時には、団員の参集場所、活動拠点となり、また、併せて備蓄倉庫を整備することにより、市民にとって安心安全の充実を確保するものである。

【内容】

和光市消防団第4分団車庫・防災倉庫新築工事 一式

構造：鉄骨造 階数：3階 延べ面積：540.30㎡

1階 消防団のポンプ車庫、消防団詰所 80.25㎡

1階～3階 防災備蓄倉庫の設置

エレベーター設置

既存建物解体

【議案の法的根拠】

地方自治法第96条第1項第5号

地方自治法施行令第121条の2第1項

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

【契約案件の受注者や内容など】

工事名 和光市消防団第4分団車庫・防災倉庫新築工事

工事場所 和光市新倉一丁目4221番12の一部

契約の方法 ダイレクト型一般競争入札

契約金額 金176,594,000円

(うち消費税額及び地方消費税額 金 16,054,000円)

契約の相手方 埼玉県南埼玉郡宮代町百間2-1-15

中村建設株式会社

代表取締役 中村 英基

議案第53号	第三中学校特別支援学級設置工事の請負契約の締結について																				
担 当	財政課																				
<p>【目的】 老朽化したプレハブ校舎を解体し、同敷地に2階建、4教室を配置し、特別支援学級を設置する。 なお、バリアフリー化を図るため、同建物にエレベーターを設置し、1階・2階を渡り廊下で既存建物に接続する。</p>																					
<p>【内容】 第三中学校特別支援学級設置工事 一式 構造・規模 (新設)</p> <table border="0" data-bbox="252 750 1061 929"> <tr> <td>支援学級棟</td> <td>鉄骨造2階建て</td> <td>延べ面積</td> <td>449.24㎡</td> </tr> <tr> <td>渡り廊下</td> <td>鉄骨造2階建て</td> <td>延べ面積</td> <td>3.50㎡</td> </tr> <tr> <td>犬走上屋</td> <td>鉄骨造1階建て</td> <td>延べ面積</td> <td>0.00㎡</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>合計</td> <td>452.74㎡</td> </tr> </table> <p>エレベーター設置 既存建物解体</p>		支援学級棟	鉄骨造2階建て	延べ面積	449.24㎡	渡り廊下	鉄骨造2階建て	延べ面積	3.50㎡	犬走上屋	鉄骨造1階建て	延べ面積	0.00㎡			合計	452.74㎡				
支援学級棟	鉄骨造2階建て	延べ面積	449.24㎡																		
渡り廊下	鉄骨造2階建て	延べ面積	3.50㎡																		
犬走上屋	鉄骨造1階建て	延べ面積	0.00㎡																		
		合計	452.74㎡																		
<p>【議案の法的根拠】 地方自治法第96条第1項第5号 地方自治法施行令第121条の2第1項 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条</p>																					
<p>【契約案件の受注者や内容など】</p> <table border="0" data-bbox="188 1377 1340 1753"> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="3">第三中学校特別支援学級設置工事</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td colspan="3">和光市立第三中学校地内</td> </tr> <tr> <td>契約の方法</td> <td colspan="3">ダイレクト型一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td colspan="3">金305,800,000円 (うち消費税額及び地方消費税額 金27,800,000円)</td> </tr> <tr> <td>契約の相手方</td> <td colspan="3">埼玉県戸田市美女木1-12-5 ニッケン建設株式会社 代表取締役 蓮見 利之</td> </tr> </table>		工事名	第三中学校特別支援学級設置工事			工事場所	和光市立第三中学校地内			契約の方法	ダイレクト型一般競争入札			契約金額	金305,800,000円 (うち消費税額及び地方消費税額 金27,800,000円)			契約の相手方	埼玉県戸田市美女木1-12-5 ニッケン建設株式会社 代表取締役 蓮見 利之		
工事名	第三中学校特別支援学級設置工事																				
工事場所	和光市立第三中学校地内																				
契約の方法	ダイレクト型一般競争入札																				
契約金額	金305,800,000円 (うち消費税額及び地方消費税額 金27,800,000円)																				
契約の相手方	埼玉県戸田市美女木1-12-5 ニッケン建設株式会社 代表取締役 蓮見 利之																				

議案第54号	和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	社会援護課
<p>【目的】 医療扶助オンライン資格確認導入に伴い、外国籍の生活保護受給者のマイナンバーの使用について所要の改正を行うものです。</p> <p>【内容】 令和5年度中に導入される医療扶助オンライン資格確認では、マイナンバーカードによる資格及び本人確認を行うこととなっているが、外国籍の生活保護受給者の医療扶助オンライン資格確認に伴うマイナンバーの使用については、法的整備が必要となるため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>【施行期日】 令和5年7月1日から施行します。</p>	

議案第55号	和光市職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	政策課
<p>【目的】 令和5年3月定例会において、和光市部設置条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、新たな部や課が設置されること及び職員派遣に関することについて、職員定数を見直すため、必要な改正を行うものです。</p> <p>【内容】 市長部局の職員定数を387人から405人に改めます。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行します。</p>	

議案第56号	和光市税条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	課税課
<p>【目的】 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）等の施行に伴い、令和5年3月31日付けで専決処分した改正以外について、所要の改正を行うものです。</p> <p>【内容】 改正の要点</p> <p>1 個人住民税</p> <p>(1) 森林環境税の創設に伴う関連条文の整備 平成31年度税制改正で法制化され、令和6年度から課税が開始される森林環境税において、関係する規定を整備し、文言等を修正する。</p> <p>ア 納税義務者等 国内に住所を有する個人に対して、課する国税とし、年額1,000円とします。</p> <p>イ 賦課徴収等 市が個人住民税と併せて賦課徴収し、県を経由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払い込みを行います。</p> <p>ウ 施行期日 令和6年度から課税します。</p> <p>[第31条、第33条、第36条、第39条、第39条の2及び第39条の6関係] 施行期日 令和6年1月1日から施行します。</p> <p>2 軽自動車税</p> <p>(1) 燃費排ガス不正行為への対応 不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発防止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合を、現行の10%から35%に引き上げます。</p> <p>[附則第15条の3及び第16条の2関係] 施行期日 令和6年1月1日から施行します。</p> <p>3 その他の改正 法改正に併せて所要の規定を整備（文言の修正追加等）します。</p>	

議案第57号	和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	建築課

【目的】

住宅・建築物の省エネルギー対策を推進するため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正令が施行されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定申請手数料について所要の改正をするものです。

【内容】

別表第7号 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係について、次の内容を改正します。

- ・住宅の申請単位の変更、住宅部分の仕様基準及び額の追加

建物の種類	改正前（金額欄）	改正後（金額欄）
一戸建ての住宅 共同住宅・長屋	標準計算による方法、住戸の戸数	標準計算による方法、床面積の合計（平方メートル）の区分及び額
	—	仕様基準による方法、床面積の合計（平方メートル）の区分及び額

別表第8号 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）関係について、次の内容を改正します。

- ・住宅部分の仕様基準及び額の追加

建物の種類	改正前（金額欄）	改正後（金額欄）
一戸建ての住宅 共同住宅・長屋	標準計算による方法	標準計算による方法
	—	仕様基準による方法

【施行期日】

令和5年7月1日から施行します。

議案第58号	組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて
担当	政策課

【目的】

令和5年3月定例会において、和光市部設置条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、既存の条例に規定されている部課等の名称について整備するため、必要な改正を行うものです。

【内容】

(1) 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

「保健福祉部地域包括ケア課」を「福祉部地域共生推進課」に改めます。

(2) 和光市保健センター設置及び管理条例の一部改正

「和光市保健センター」を「和光市健康増進センター」に改めます。

(3) 和光市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正

「保健福祉部健康保険医療課」を「健康部健康支援課」に改めます。

【施行期日】

令和5年10月1日から施行します。

議案第59号	和光市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	都市整備課

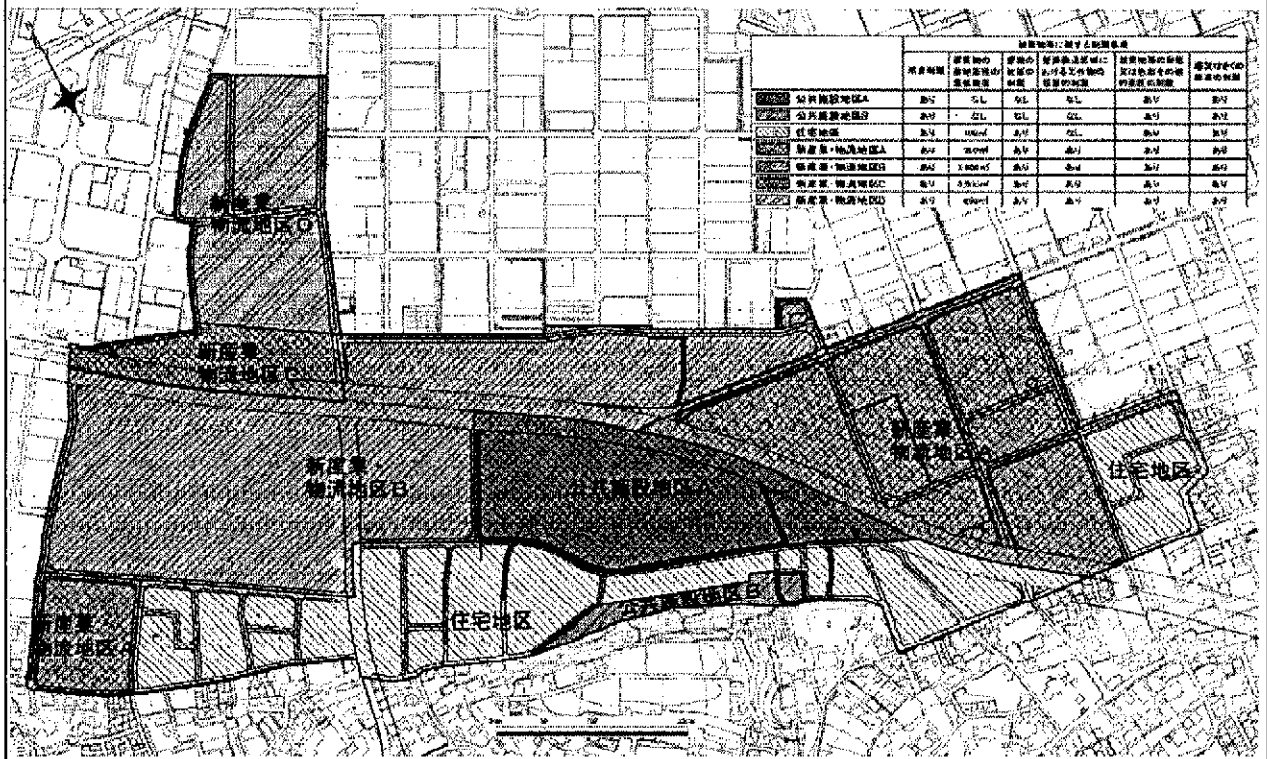
【目的】

和光北インター東部地区の土地区画整理事業に伴い、この地区に新たに定めることとなっている地区計画を当該条例の対象区域に追加するため、改正を行うものです。この地区計画を条例対象の区域に追加することで、建築確認の際に地区計画が要件となるため、地区計画に沿ったまちづくりを行うことができます。

【内容】

和光北インター東部地区は、新産業関連施設及び物流関連施設を主体とした工業地としての土地利用を図る方針となっています。その方針を実現する為に、地区内に存在する住宅や公共用地については、工業地と分離し、住工混在を解消し、災害に強いまちづくり、緑化の推進、良好な市街地形成の観点で地区計画を策定します。

和光北インター東部地区 計画図



【施行期日】

和光北インター東部地区地区計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日から施行します。

議案第60号	和光市立公園条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	スポーツ青少年課

【目的】

和光市アーバンアクア公園の夜間運用における夜間照明設備の使用料の額を定めるため、及び、都市公園における指定管理者が行うことができる管理の範囲の柔軟化について所要の改正を行うものです。

【内容】

1 夜間運用における夜間照明設備の使用料の額を定めることについて

和光市アーバンアクア公園の庭球場及びフットサル場に夜間照明設備を設置するため、一般貸出の利用許可に係る夜間照明設備の使用料の額を定める条例の改正を行うものです。

- ・テニスで利用する場合 1面1時間につき 300円
- ・フットサルで利用する場合 1面1時間につき 300円

2 指定管理者が行うことができる管理の範囲の柔軟化について

令和5年3月29日付け国都公景第163号の国土交通省通知により、都市公園法第7条第1項第6号に規定する仮設工作物に係る定型的な占用許可については、指定管理者が行うことができるものとされたため、条例の一部を改正を行うものです。

【施行期日】

令和5年7月1日から施行します。

議案第64号	令和5年度埼玉県和光市水道事業会計補正予算（第1号）
担 当	企業経営課
<p>【目的】 今回の補正予算は、既定予算第6条に定める債務負担行為の表を改めるものです。</p> <p>【内容】 「和光市水道ビジョン他策定業務」に係る債務負担行為を設定する。</p>	